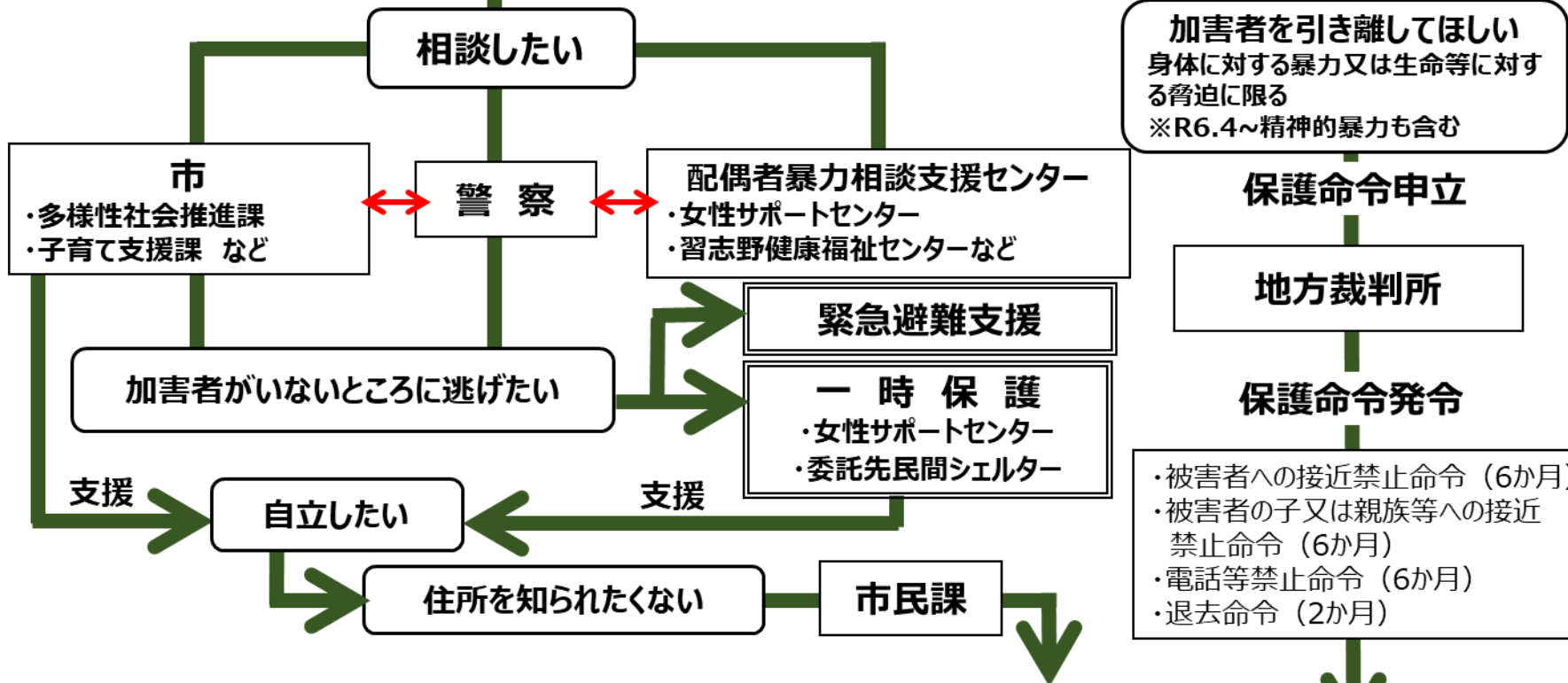


被害者



【住民基本台帳事務における支援措置】
DV及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、平成16年7月より住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、被害者からの申出により、加害者をはじめとする被害者と利害関係にない第三者からの当該被害者に係る請求については、原則として、拒むこととなっています。

※命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金